

しばっこカフェ

☎ 地域包括支援センター
☎ 77-3925

しばっこカフェとは、認知症の方と地域の方が気軽にお茶を飲みながら、トランプ・折り紙・パズルなどをして楽しく過ごしてもらう場所です。カフェの終わりごろには、笑いヨガや歌を唄います。カフェには専門職がおりますので、認知症のことや介護の相談もする事ができます。お気軽にご参加ください。送迎を希望される方は、地域包括支援センターまでご連絡ください。

■日時 7月28日(火)、8月25日(火)、9月29日(火)

午後1時30分～3時
(時間内出入り自由)

■会場 福祉センター
やすらぎの里 1階機能訓練室
■参加費 100円(茶菓子代として)

令和9年 芝山町二十歳の式典

☎ 生涯学習課 社会教育係
☎ 77-1861

令和9年芝山町二十歳の式典の日程をお知らせします。

■開催日 令和9年1月10日(日)
■開催場所 芝山文化センター
■対象者
・平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの者で芝山町に居住する者(令和8年10月1日時点)
・令和3年度に芝山町立芝山中学校を卒業した方

■日程
・受付開始 午後1時30分
・式典開始 午後2時
※対象となる方には、10月頃に案内状を送付しますので、ぜひご参加ください。

公民館図書室

☎ 中央公民館 ☎ 77-0066

☆図書室のおはなし会

季節のテーマに合わせて、読み聞かせを行っています。絵本の世界へLet's Go!

■日時 7月11日(土)
午前10時30分～

■テーマ 「手遊び」

■対象者 小学校3年生まで
(保護者同伴)

■場所 中央公民館図書室

■参加費 無料

☆おすすめ図書の紹介

■大河の一滴 最終章

著者：五木 寛之
出版社：幻冬舎
大河の流れに逆らうことを決意した、告白的人間論。

■杏のとことこパリ子連れ旅

著者：杏
出版社：ポプラ社
パリに引っ越すきっかけとなった、子どもたちとの3回の旅。

■くろくんたちの すてきなおえかき

作：なかやみわ
出版社：童心社
大人気「くれよんのくろくん」シリーズ第5作

☆図書のリクエスト

県立図書館からのお取り寄せもできます。

また、インターネットからの図書検索もできますので、ご利用ください。



▲図書検索

☆第72回青少年読書感想文全国コンクール課題図書の紹介

■小学校低学年の部(1・2年生)

『まこちゃんとコトバロポ』
『なにかいいことあった?』
『ララのまほうのことば』
『たねはいのちのおわりとはじまり』

■小学校中学年の部(3・4年生)

『まだまだここから』
『それからぼくはひとりで歩く』
『おいしいお米をつくりたい!』
『宇宙でウンチ』

■小学校高学年の部(5・6年生)

『ポジション!』
『リヒト!』
『ミシュカ』
『キミの一步アフリカ』

■中学校の部

『君の火がゆらめいている』
『チーム・テスならだいたいじょうぶ』
『リュウグウの砂に挑む』

■高等学校の部

『スイッチュ!』
『ノアハム・ガーデンズの家』
『平和のうぶごえ』



表①

		改正前	改正後	変更点
医療分	所得割	7.50%	7.50%	-
	均等割	19,800円	19,800円	-
	平等割	20,300円	20,300円	-
	課税限度額	66万円	67万円	+10,000円
支援金分	所得割	3.00%	3.00%	-
	均等割	11,900円	11,900円	-
	課税限度額	26万円	26万円	-
介護分	所得割	2.60%	2.60%	-
	均等割	11,000円	11,000円	-
子ども・子育て支援金分	所得割		0.23%	新設
	均等割		2,000円	
	18歳以上均等割額		200円	
	課税限度額		30,000円	

子ども・子育て支援金制度創設(令和8年4月1日施行)に伴い、新たな区分として「子ども・子育て支援金分」が追加されました。また、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額が

引き上げられ、次の(表①)のとおり改正されました。将来にわたって皆様が安心して国民健康保険を利用できるように改正するものです。ご理解とご協力をお願いします。



国民健康保険に関するお知らせ 令和8年度国民健康保険税について

☎ 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

■子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策を推進するための新たな制度です。2026年から段階的に導入され、児童手当の拡充や育児支援、保育サービスの実施など、子ども子育て世帯の応援に充てられます。社会全体で子ども・子育て世帯を支え、安心して子どもを産み育てられる環境作りを目的としています。



▲こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」



▲こども家庭庁公式note「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

■軽減措置の拡充について
軽減措置とは、所得に応じて、国税の均等割(1人当たり課税)及び平等割(1世帯当たり課税)を一定割合軽減する制度です。(低所得者対策)
(表②)のとおり改正されます。



軽減種別	軽減基準(世帯主及び国保加入者の合計所得)	
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)
5割軽減	改正前	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)
	改正後	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)
2割軽減	改正前	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)
	改正後	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)

表②